質問第二六号

証券取引に係るシステムへのサイバー攻撃及び安全管理体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月九日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

証券取引に係るシステムへのサイバー攻撃及び安全管理体制に関する質問主意書

令和八年十月、岩井コスモ証券株式会社において、インターネット取引システムの運用及び保守を委託している事業者のシステムが第三者による不正アクセスを受け、顧客の意図しない売買注文が出される事案が発生した。同社の公表によれば、七口座で意図しない注文が発生し、うち五口座で約定していた。

証券取引に係るシステム（以下「取引システム」という。）へのサイバー攻撃は、顧客の個人情報や口座資産を危険にさらすだけでなく、不正な注文によって株価を変動させ、証券市場全体の公正性や安定性を損なうおそれがある。また、証券会社が取引システムの運用及び保守を外部事業者に委託している場合、委託先のシステムに対する攻撃が証券取引に直接影響する可能性がある。

このような事案の再発を防止し、証券市場の信頼性を確保する観点から、以下質問する。

一　政府は、岩井コスモ証券株式会社において発生した不正注文事案について、攻撃の対象となったシステムの機能、不正注文が可能となった原因及び証券会社の取引システムに与えた影響を把握しているか示されたい。把握している場合、その概要を示されたい。

二　証券会社が取引システムの開発、運用又は保守を外部事業者に委託している場合、委託先のシステムへ

の不正アクセスによって顧客の意図しない注文が出されることを防ぐため、証券会社及び委託先にはそれぞれどのような安全管理措置が求められているか、法令上の義務と監督上の指針を区別して示されたい。

三　証券会社の顧客口座へのログインについて多要素認証等の対策を講じていたとしても、取引システムの管理機能等が不正に利用されれば、顧客本人による認証を経ずに注文が出される可能性がある。政府は、このような顧客認証とは別の経路から不正注文が行われるリスクを認識しているか示されたい。また、そのリスクを防止するための具体的な対策を証券会社及び委託先に求めているか示されたい。求めている場合は、その内容について具体的に示されたい。

四　政府は、証券会社に対して、取引システムの開発、運用及び保守の委託先の選定時及び契約締結後に、委託先が講じているサイバーセキュリティ対策について確認することを求めているか示されたい。求めている場合は、その内容について具体的に示されたい。また、委託先に対する監査、脆弱性の点検及び不正アクセスの監視について、具体的な基準を設けているか示されたい。

五　取引システムを複数の金融機関に提供する事業者がサイバー攻撃を受けた場合、同一又は類似の取引システムを利用する他の金融機関について、被害の有無や脆弱性を迅速に確認する仕組みは設けられている

か示されたい。設けられている場合、その仕組み及び実施主体を示されたい。

六　取引システムへのサイバー攻撃による不正注文を防止するため、証券会社及びシステム事業者に対する監督や安全管理基準を強化する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。必要があるとする場合、具体的な対応方針を示されたい。必要ないとする場合、その理由を示されたい。

右質問する。